

行政常任委員会

令和 3 年 7 月 8 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。連日の会議出席、御苦労さまでございます。

始まる前に、今日は市役所へ来る途中、ラジオを聞いておりましたら、今日は7月8日ということで、七転び八起きの日であって、本市にとって非常に財政状況も厳しい中でございますけれども、やはり市民の要望に応える諸施策に向けて、七転び八起きの心境でこれからも市政推進に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

ます、副市長のほうから御挨拶ありませんか。

○下村副市長 おはようございます。

委員の皆様には昨日までの本会議に引き続き、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案第42号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について、議案第43号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についての3議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案第42号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正についてにつきましては、平成30年度より市長の給料及び期末手当を20%減額しておりますが、市税収入の減収など、本市の厳しい財政状況を鑑み、引き続き20%の減額措置を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託になっております、議案42号、43号、44号の3件でありますけれども、財政課所管であります、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、財政課の所管の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算

(第4号)の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。
まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,211万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億9,252万5,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。そのうち中段にあります、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入528万2,000円の増額は、先着順による売却を進めておりました遊休市有財産のうち、新田税務署職員住宅敷地の売却に伴う土地建物売払収入でございます。

ここで委員会資料の1ページを御覧ください。

本市では、財政健全化を図る取組の一つとして、令和元年度より順次、遊休市有財産の売却を進めております。この資料につきましては、令和元年度から現在までの遊休市有財産の売却実績及び売却予定として公開している物件を一覧にしたものでございます。

表に記載のとおり、令和元年度には旧第三及び旧第四保育園敷地の2区画、令和2年度には新田団地の2区画、そして、令和3年度に入って、先ほどの新田税務署職員住宅敷地1区画の売却が完了しており、これまでの売却額の合計は、落札価格で8,171万2,000円、そこから、登記鑑定手数料を除いた売却益で7,713万5,000円となっております。

また、今後の予定といたしまして、下段の表にあります、売却に至っていない物件につきましては、引き続き先着順やお問合せの状況などを鑑みて、新たに入札に向けた手続を進めるなど、歳入確保のため、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、表中5番の尾鷲中央駐車場敷地につきましては、本年4月に2度目の入札公告を出しまして、募集を行いました。応募者がおりませんでしたので、今後、先着順での売却を進めていく予定でございます。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、12、13ページを御覧ください。
歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費460万3,000円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金への積立金でございます。

ここで再び委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございますが、財政調整基金は460万3,000円を積み立てることにより、補正後残高は6億5,975万9,000円、基金合計は16億1,055万3,000円となる見込みでございます。

財政課に係る補正予算の説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

財政課の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員 2点ほどお聞きいたします。

一番最後のところの中央駐車場、これ、前、社協さんですかね、欲しいとかという話があったんですが、それは消えたんですか。

○岩本財政課長 最初に入札をするときの前にお話をさせていただいておったんですけれども、一旦やっぱり全ての方に売却の公告をして、募ったほうがいいということで、まずは入札をさせていただきました。

それから、入札が2回終わりました、今度は先着順ということに手続を進めていきたいと思うんですけれども、今年に入りましてから、再度、社協さんにも並行して声はかけさせていただいておる状況なんですけれども、なかなか状況もいろいろありますので、難しい状況です。

○小川委員 それと、売却のところで、登記手数料というのは、これは分筆とか、そういうのにかかった手数料のことなのか、それとも、買った人が負担するべきものじゃないわね、これ。違うほうが。分筆のほうですか。

○岩本財政課長 ここに記載している登記手数料というのは、尾鷲市が売却を進めるに当たって、土地を分筆測量して登記した手数料になります。

売却後の所有権移転に係る登記手数料は、買っていただいた方が負担していただくということになります。

○南委員長 他にございませんか。

○村田委員 今の小川さんのお話の中央駐車場、これの問題なんですけれども、社協が難しいという話でしたのですが、もう少し詳しく聞かせていただけますか。

○岩本財政課長 ちょっと社協さん自体のいろんな事情もございますので、なかなか詳しい話はできかねるんですけれども、状況としては難しいかなという感じは受けております。

ですけれども、中央駐車場自体はああいう状態ですので、何らかの処分は、売却できれば一番いいんですけれども、売却ができなければ、もう市のほうで処分する

なりという方法も考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

○南委員長　それでは、総務課の審査に入らせていただきます。

総務課所管の議案第42号と議案第44号の説明を1本ずつ行きます。

まず、議案第42号から、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正についての説明を求めます。

○竹平総務課長　総務課です。どうぞよろしく願いいたします。

通知をさせていただきます。

まず、議案第42号を説明させていただきます。議案第42号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正についてにつきましては、2ページをお願いいたします。

市長の給料及び期末手当につきましては、市税収入の減少など、本市の厳しい財政状況を鑑み、平成30年度より今月の任期満了まで20%の減額を実施しておりますが、令和3年7月26日以降も引き続き任期満了まで行いたく、第2条中、平成30年4月1日から令和3年7月25日とあるものを、令和3年7月26日から令和7年7月25日に改めるものでございます。

参考といたしまして、この減額措置により、年額301万3,200円が減額となります。

議案第42号の説明は以上でございます。

○南委員長　市長の給与に関する説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、議案第42号は終了いたします。

次に行きまして、議案第44号の補正予算のほうをお願いいたします。

○竹平総務課長　それでは、説明をさせていただきます。

議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてにつきましては、お手元に配付の補正予算(第4号)及び予算説明書にて御説明をさせていただきます。

12ページ、13ページを御覧ください。通知のほうをさせていただきます。

総務課分に係る補正予算は、人件費で、歳出第2款総務費、第3項第1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳職員人件費110万9,000円、内訳といたし

ましては、会計年度任用職員1名分の報酬86万2,000円と、次ページにあります諸手当の計24万7,000円の合計110万9,000円でございます。

これにつきましては、今年度歳入で、14款であります、個人番号カード交付金事務事業費の人件費分ということでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

○南委員長 総務課の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

よろしいですか。

今のは市民サービスのほうでもまた説明されると思いますよね、これ。

○竹平総務課長 はい。市民サービスは事務費のほうで説明がなされると思います、交付金に係る部分として。

○南委員長 もし、御質疑があったら、そのときでも結構でございますので。

それでは、議案第44号の審査も終了いたします。ありがとうございました。

続いて、市民サービス課に入ってください。

それでは、市民サービス課、議案第43号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第43号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページを御覧ください。

すみません。少々お待ちください。

○南委員長 何しておるの。

○宇利市民サービス課長 すみません。

○南委員長 うん。送ったってくれる。

○宇利市民サービス課長 すみません。お待たせしました。

議案書の3ページ、4ページを御覧ください。

○南委員長 はい。お願いします。

○宇利市民サービス課長 本条例案につきましては、令和3年5月19日のデジタル改革関連法の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が令和3年9月1日から改正施行されるため、尾鷲市手数料徴収条例に係る関係条文の一部改正を行うものでございます。

条例一部改正案、新旧対照表の２ページを御覧ください。

当該法改正により、個人番号カードに係る再発行手数料が、地方共同法人、地方公共団体情報システム機構の収入と位置づけられたことから、現行条例から該当…

…。
すみません。

○南委員長　これはちょっと。

○宇利市民サービス課長　すみません。申し訳ありません。

このマイナンバー法の改正により、個人番号カードに係る発行手数料が、地方共同法人地方公共団体情報システム機構の収入と位置づけられたことから、現行条例から該当する手数料に係る条文を削除するものでございます。

議案第４３号についての説明は以上でございます。

○南委員長　市民サービス課の説明は以上でございます。

ちょっと市民サービス課のほうに注意をいたします。やはり委員会へ挑む姿勢として、やはりスムーズに、タブレット議会でございますので、速やかに通知できるよう、今後十分気をつけていただきたいと思います。

市民サービスの御意見はございませんか。

御質疑のある方、今のただいまの説明で。マイナンバー、両方とも絡めても結構でございます。

議案第４４号のほうでも、マイナンバーだけやったな。

じゃ、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　では、引き続いて、議案第４４号のほうをお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　続きまして、議案第４４号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、御説明申し上げます。

予算書の１０ページ、１１ページを御覧ください。

○南委員長　お願いします。

○宇利市民サービス課長　歳入でございます。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金は、補正額１３２万３,０００円を追加し、２億１,２８６万７,０００円とするものでございます。

１節総務費補助金の個人番号カード交付事務費補助金１３２万３,０００円の追加は、補助対象事業費の増加に伴う増額でございます。

続きまして、20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額1,290万円を追加し、8,514万5,000円とするものでございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入1,290万円の増額のうち、一般コミュニティ助成事業費助成金630万円でございます。

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指す目的で、一般財団法人自治総合センターから、コミュニティ活動に直接に必要な設備等の整備に関する事業に対し助成されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。次ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費は、補正額630万円を追加し、3,485万5,000円とするものでございます。

全額、一般コミュニティ助成事業に対する補助金630万円の追加であり、特定財源のその他630万円は、先ほど歳入で申し上げた一般コミュニティ助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、今年度須賀利区、三木浦町内会、古江区が実施いたします、各事業でございます。各事業の内容につきましては、資料の1ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額132万6,000円を追加し、6,773万8,000円とするものでございます。

特定財源の国県支出金132万3,000円は、先ほど歳入で申し上げた、個人番号カード交付事務費補助金でございます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

尾鷲市においては、マイナンバーカードの申請率が34.17%、交付率が23.49%と低迷していることから、マイナンバーカード交付利用端末及び専任職員を増員することにより、業務のスピードアップを図り、交付までの期間の短縮と交付枚数の増加を図るための経費でございます。

予算説明書の14ページ、15ページにお戻りください。

市民サービス課に係るものとしたしましては、個人番号カード交付事業、21万7,000円の増額でございます。

個人番号カードの取得促進に係る費用の増額で、昨年度において、個人番号カードの申請が特に急増したことによって増加した、過年度カード未受領者への受け取り勧奨に係る通信運搬費と増加したマイナンバーカード関連業務に対応するため、

カードの交付及び関連手続に必要な機器を増設することで、1日当たりの対応件数を増強するための機器リース費用でございます。

機器リースの期間といたしましては、本年10月1日から令和6年3月31日までの30か月間の予定としております。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

5ページを御覧ください。

住民基本台帳ネットワーク機器借上料74万2,000円につきましては、歳出において説明いたしました、個人番号カードの交付及び関連手続に必要な機器の追加導入に係るもので、期間を令和4年度から令和5年度としております。

議案第44号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員 ちょっとマイナンバーカードのことについてお伺いいたします。

機器を借りて、増やしていくということなんですけれども、今14市の中で一番最低ラインであると思うんですけど、努力されているのは分かるんですけど、今後これを増やしていくために、申請を増やすために何か考えていることって、ほかにはないんですか。

○宇利市民サービス課長 現状ですが、先ほど申し上げたとおり、未受領者、交付申請をしていただいて、交付がされていない方が1,000件ほどございます。まず、そこを早くはかせていくということで、機器導入を図りたいと。

そこからまず手をつけて、今後、今現状、コミュニティーセンター管内でも申請はできるようになっているんです。申請はしていただけるんですけども、機械の関係上、機械がないと交付ができませんので、今現状でいくと、必ず一度、本庁舎のほうへ来ていただいて、登録ないしは交付の手続をしていただく必要がどうしてもございます。

その部分について、今後、機器を増やすことで、その対応が可能かどうか、今検討中でございます。そういう形で、できる限り申請及び交付がしやすい形を取っていきなというふうに考えております。

以上です。

○小川委員 今高齢化率が高いものですから、この市役所まで来てやるというのはなかなか難しい部分もあると思うんです。

先ほどコミュニティーセンターでもできるように、機器の導入とか、そんなのをやっていただくということなんですけど、これは早うやらんと、国のほうは100%を目指すの、何年やってあるんですかね、もう大体目標ありますよね、100%にするのがいつとか、全然間に合わんのじゃないですか。

○宇利市民サービス課長 三重県下の平均30%台というところを考えても、国の目標とする100%に限りなく近い数字を達成するということについては、相当に厳しい状況であるというふうには理解しております。

これは尾鷲市に限ることではなく、どの自治体さんも御苦労されているところではないかなというところなんですけど、やはり高齢化率が高いという、最近聞く話なんですけれども、企業等では、入社の際にマイナンバーカードを作るような動きも出ているかに聞いております。そういう部分で高齢化率の高い自治体においては相当に厳しい目標数値ではあるんですが、その目標数値を達成できるように努力させていただきたいというふうに考えております。

○小川委員 他市町ではこの申請率を上げるためにいろんな努力をされていると思うんです。

例えば、熊野市なんかでは、レインボー商品券と題して、申請してもらった方に5,000円の商品券を渡すとか、コロナ関係の交付金でやったと思うんですけど、そういったことは、市長がいないので、そういうことは聞けないと思うんですけども、そういう話は全然出ていないんですか、尾鷲市では。

○宇利市民サービス課長 商品券等、いろいろ意見が出るかと思うんですけども、それらも含めて、どういう形で取得の促進を図っていくかというふうに、いろんな方策を今からも考えていきたいというふうに思っております。

○仲委員 資料2のマイナンバーカードの交付率を見ると、全市町、申請率、交付率が10%ぐらいの差はあるんですよね。

ということは、申請してから、10%ぐらいがまだ交付されていないというのが傾向なんですけど、その申請から交付までの日数と、機械を導入したら、どれだけ縮まるかというのは目安はついてますか。

○宇利市民サービス課長 未受領者の方にもいろいろパターンがございます。

こちらのほうから取りに来ていただけるように、照会をかけても応じていただけない方も含めると、今1,000件超えていると。

それ以外にも、今、今月では相当に、相当にというか、以前に比べると縮まってきたんですけども、申請が、マイナンバーの関係で一定、集中したことがござい

まして、申請した後に、国のほうでマイナンバーカードが作られて、尾鷲市のほうに来るわけなんですけれども、その来た件数と、やはり1日にはかせられる件数というのが相当に少のうございます。

その理由としては、マイナンバーカードにマイナポイントを付与するような方の場合、その設定等で、マイナンバーカードを取得される方にも、マイナポイントの制度を理解されている方と、まだそこまでいかれていない方がおられまして、まず、極端な話、カードにそれが付与できるかどうか、御存知じゃない方が来られたりする場合、相当時間がかかっております。

そういう理由で、1日にはさせる、一つの端末ではさせる台数というのが相当に少ないと、そういう部分もございまして、今、1,000件の差が出ているというような状況で、まず、この1,000件を極力少ない形に持っていきたいというところで、勸奨に係る通知の通信運搬費等も含めて、まず、そこを減らしていったって、交付と申請に期間的にずれがあまり出ないような形を整えたいなど。

それと併せまして、極力、今後の話なんですけれども、申請なり交付なりがしやすい環境を整えていくというのも、併せて考えていきたいというふうに思っております。

○仲委員 先ほどの御説明で、これは国の制度設計と機器の問題とか、いろんなことが組み合わされて、10%前後の差が出ているというふうに理解してよろしいですね。

○宇利市民サービス課長 やはりマイナポイントのキャンペーンのようなものがあると、一定期間に集中するというのがどうしてもございます。

毎月毎月の中で、申請件数が均等ということがございませぬので、今後も、やはりデジタル庁の関係で、新しいそういうマイナポイントのようなものが付与されてくる可能性が出てきますので、それを見据えて、早く対応できるように増員を図りたいなというふうに考えています。

○南委員長 他にございませぬか。

○内山副委員長 先ほど高齢者の方がたくさんみえるのは分かっておりますので、福祉バスを、ちょっと1台も余ってくるというのかな、2台が3台になってくるんですけれども、そのときに初めての試みとして、そのコミュニティで申請した方を何名かまとめて、初めての利用方法で福祉バスを利用するとか、福祉バスのほうの活用をそういうふうにもちょっと考えていただいたら、高齢者の方もちょっと進むんじゃないんでしょうか。

そして、また、受け取りのほうもまとめてするとか、地域型にするとか、そういう福祉バスの利用を考えていただきたいと思うんですけども。

○宇利市民サービス課長 交付と申請ですね、先ほども申し上げたとおり、交付のほうに一定時間がかかります。

なので、1か所に大量の人数を集めたりとかというと、最初にされた方はほとんど20分で終わるんですけど、最後の方は相当待っていただく必要が出てくるんですね。

なので、私どももいろいろそういう、例えば、コミュニティーセンターができる、1台機器を増設した折に、持ち運びをして、そういうのも考えたんですけども、一定時間に大量の方を集めると、最初の方と最後の方との時間差がすごいものですから、こちらに来ていただいてという、大量に運ぶということになると、やはりその時間差がどうしても問題になってくるかなど。

予約を取って、その時間に来ていただく形を取らせていただいたほうが、時間的には待ち時間は少なくなるのではないかなというふうには考えております。

やはり一定の人数を1か所のところに集めるということになると、やはり、今現在、コロナ感染症の対策のほうも必要になってくるかと思っておりますので、今現状、本庁のほうではそういう対応が取りにくいということもございまして、それもコロナが明けたりとかした後に、機器整備も含めて、申請しやすい、受理しやすいような環境を整えていく、一つのものとしては考えられるかと思うんですが、今すぐという形では相当難しいのではないかなと思っております。

○内山副委員長 ありがとうございます。

また少人数でもできる……。

○南委員長 副委員長、発言は求めてください。

○内山副委員長 すみません。ありがとうございます。

少人数でも、その待つ時間の中に買物したりとかという利用もあるので、少人数でもできるというか、どうか工夫をよろしくお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 それも含めて、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○南委員長 他にございますか。

よろしいですか、副委員長。

○内山副委員長 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、委員会所管の市民サービスの審査は終わりたいと思いますが、その他のほうで報告事項が2件ございますので、報告事項のほうをよろしくお願ひいたします。

○宇利市民サービス課長　　それでは、2点ほど御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金についてでございます。

本年第1回定例会の行政常任委員会で、その適用期間を令和2年1月1日から令和3年6月30日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のための労務に服することができない期間としておりました、尾鷲市国民健康保険の傷病手当金につきまして、このたび厚生労働省より財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴い、本市の傷病手当金の適用期間の終期につきまして、令和3年6月30日から同年9月30日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行いました。

また、三重県後期高齢者医療広域連合においても、6月9日に同様の規則改正が行われましたので、併せて御報告申し上げます。

2点目の報告といたしましては、尾鷲市斎場の火葬炉設備の改修が、本年7月15日に尾鷲市火葬場事業として、三重県から都市計画事業の認可を受けたこととございます。

その詳細につきましては、係長より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長　　それでは、資料3、都市計画事業の認可について御報告申し上げます。

常任委員会資料の3ページを御覧ください。

○南委員長　　お願いします。

○山本市民サービス課係長　　尾鷲市斎場の改修については、令和3年2月4日開催の行政常任委員会において、今後の改修の方向性について説明をさせていただいたところでございますが、その財源として、都市計画税の活用が可能かどうか、県と協議を重ねた結果、5月31日に認可申請を行い、先月18日に認可がございました。

このことにより、尾鷲市斎場の火葬炉改修工事費用については、都市計画税を充当できることとなりましたので、御報告申し上げます。

資料中段の5、事業計画につきまして、工事概要として、①電動キャリア台車改

修工事から⑫2号炉・3号炉系列動力盤・制御盤更新工事までの改修を令和9年度までの事業期間として予定しております。このうち、今年度におきましては、①から③の部分の改修を行うことと予定しております。

なお、尾鷲市斎場につきましては、昭和60年10月12日に都市計画の決定について承認されておることを申し添えます。

資料3に関わる報告については、以上でございます。

- 宇利市民サービス課長 市民サービス課からの説明は以上でございます。
- 南委員長 二つの報告事項について、御質疑のある方。
- 濱中委員 この斎場の事業計画の中に、以前にお願いしておりましたトイレのほうはやっぱり入らなんでしょうか。
- 宇利市民サービス課長 トイレ改修ということになると、火葬炉の設備というところで、今回、都市計画認可を受けに行っておりますので、その事業としては入れてはございませんが、そういう要望が強いという内容については、私どもとしても十分理解しておりますので、今後の事業計画の、事業計画というか、斎場の建物のほうの部分の事業の中の一部として、従前より課題として挙げられておりますトイレの問題については検討していきたいというふうに考えております。
- 南委員長 他にございませんか。

課長、1点、まだ前に説明を受けたと思うんですけども、この全体としての総額の工事費用というのはいかほどやったのか。ちょっと分かっておったら。

- 宇利市民サービス課長 9,000万円弱となっております。
- 南委員長 9,000万円ね。

今の濱中委員さんのトイレの話なんやけれども、検討って、もうかなり以前ね、十数年前からのことですので、もう実行段階にも入っていったら。いろんな、図面的には問題があるかと思うんですけども、やはり今、セパレートやでね、ほとんどがね。もうできるだけ早く対応していただくようお願いいたします。

ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 ないようですので、市民サービス課所管の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

次に、政策調整課に入ってくださいます。

よろしいですか。

それでは、政策調整課に入ってくださいました。

当課所管の議案第44号の補正予算の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について御説明させていただきます。

補正予算説明書の10、11ページを御覧ください。通知させていただきます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、460万円の増額は、一般財団法人自治総合センターの地域づくり助成事業助成金で、続いて御説明いたします尾鷲市コミュニティバス車両購入事業の財源としての助成でございます。

次に、12、13ページ、次のページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、交通体系関係事務経費473万3,000円の増額は、尾鷲市コミュニティバス車両を1台購入することに関するものでございます。

現在、尾鷲市コミュニティバスは、尾鷲地区と須賀利地区にそれぞれ1台、合計2台が運行しておりますが、2台とも購入から8から9年が経過し、走行距離も28万キロ、42万キロとそれぞれなっておって、故障が発生する頻度も増えております。

現在、修理の際には、代替りの車両を市の公用車で対応しておりますが、急な故障等にも安定して対応し、乗客の皆様に影響が出ないように、新たな車両1台を購入し、合計3台体制で運行を行うものでございます。

新たな車両につきましては、現行車両と同様に、14人乗り、手すり等電動補助ステップ付を予定しております。

以上で、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

市のふれあいバスの購入の予算でございます。御意見のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、政策調整課の議案審査は終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、防災危機管理課に入ってください。

それでは、議案第44号、補正予算（第4号）の説明を求めます。

○尾上防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。よろしくお願いいたしますします。

それでは、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、防災危機管理課に関する事項につきまして、補正予算書及び予算説明書で御説明いたします。

説明書の10、11ページを御覧ください。

歳入の補正でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、地域防災組織育成助成事業助成金200万円につきましては、早田浦共同組合に係る令和3年度コミュニティ助成事業が採択されたことによるものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

12、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、18節負担金、補助及び交付金のうち、自主防災組織整備事業200万円につきましては、先ほどの歳入でも御説明させていただきました、早田浦共同組合に係る令和3年度コミュニティ助成事業でございます。

次に、委員会資料の1ページを御覧ください。

助成事業の内容といたしましては、まかないくん85型を炊き出し用の資機材として、一度に最大120リットルの湯を沸かすことができる釜の基本セット本体と燃焼方法が灯油用とガス用のキットを各3セット購入するものでございます。

以上で防災危機管理課の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○南委員長 防災危機管理課の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

課長、1点よろしいかいな。

今回、早田地区に大きな釜3台ということは、予定なんですけど、これはやはり地域のほうから、強い要望があったと理解してよろしいんですか。

○尾上防災危機管理課長 そうです。今回、早田浦のほうから要望が上がりまして、それが採択されたということでございます。

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○小川委員　　ちょっと1点だけで。

この釜って、ほかの地区では配備されているのか、これからなのか、ここが初めてなのかどうか。

○大和防災危機管理課長補佐兼係長　　現在、同じような型の大きな釜を三木浦、古江、梶賀地区に配備しております。今回、早田のほうに配備できるということで、ほかの地区へも今後は検討していきたいというふうに思っております。

三木浦、古江、梶賀に現在配備されております。

○小川委員　　これ、早田の場合、共同組合になってはいますけれども、その地区会とか自治会とか、そういう単位ではないんですか、これは。違うんですか。

○大和防災危機管理課長補佐兼係長　　早田区の場合、早田浦共同組合がもうイコール早田区のような形で活動されてはいます。もう実質、早田浦共同組合の通帳等で活動なされておるのが実態のようです。

○南委員長　　区ということですね。もうね。理解してよろしいですね。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　じゃ、ないようですので、防災危機管理課の所管の審査は終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、商工観光課に入ってください。

それでは、商工観光課の所管の予算説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長　　商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございます。

補正予算書10ページ、11ページのほうを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、7目商工費県補助金でございます。補正前の額0円、補正額3万2,000円の増額となるもので、南三重地域就労対策協議会が実施する事業に対しまして、本市負担のうち、2分の1相当額の補助金を三重県から受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。補正前の額、2億3,

458万2,000円。補正額0円。財源内訳といたしまして、国県支出金3万2,000円の財源更正でございます。南三重地域就労対策協議会が実施する事業負担金のものでございますが、こちら、本市負担に係るものを財源更正させていただいているものでございます。

次に、3目観光費でございます。補正前の額、4,906万8,000円。補正額200万円を減額いたしまして、4,706万8,000円とするもので、おわせ港まつり中止に伴う、おわせ港まつり補助金の200万円の皆減でございます。

以上で、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明で、御質疑、御意見のある方、御発言をお願いいたします。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 じゃ、特にないようでございますので、商工観光の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分）

（再開 午前10時58分）

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、教育委員会のほうに入ってくださいました。

議案第44号の説明を求める前に、教育長のほうから。

○出口教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、教育委員会に係る部分について、教育総務課長のほうから御説明申し上げますので、どうぞよろしく御審議いただきますように、お願いいたします。

○森下教育総務課長 教育総務課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、補正予算書に基づき、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の10、11ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金257万5,000円の増額は、1節教育費補助金で、各学校に対する感染症対策等の学校活動継続支援についての学校保健特別対策事業費補助金で、事業費の2分の1の補助金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の14、15ページを御覧ください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費355万円の増額のうち、細目小学校学校管理費が110万円の増額で、そのうち需用費50万円の増額は、感染症対策等の学校活動継続支援として各学校へのウェブ関係周辺機器等の消耗品費、備品購入費60万円の増額は、同じく各小学校への感知式体温計の備品購入費でございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

次に、細目小学校保健衛生管理経費245万円の増額は、需用費245万円の増額で、各学校への消毒液等の消耗品費でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費160万円の増額のうち、細目中学校学校管理費が50万円の増額で、そのうち、需用費20万円の増額は、同じく感染症対策等の学校活動継続支援として、各中学校へウェブ関係周辺機器等の消耗品費、備品購入費30万円の増額は、同じく中学校への感知式体温計の備品購入費でございます。

次に、細目中学校保健衛生管理経費110万円の増額は、需用費110万円の増額で、各中学校への消毒液等の消耗品費でございます。

次に、詳細につきまして御説明いたします。

資料1を御覧ください。

1、感染症対策等の学校教育活動継続支援につきましては、事業の概要としまして、①教職員の資質向上のための研修等支援として、オンライン研修等に対応するためのウェブ関係の周辺機器の購入費になります。

②子供たちの学習保障支援として、児童・生徒の効率的な学習のための教材等の購入費になります。

③学校における感染症等の支援として、児童・生徒等の感染症対策に必要な物品の購入費を学校教育の円滑な運営を行うために支援するものでございます。

事業費は515万円で、先ほど御説明いたしました歳出予算の内訳といたしましては、表のとおりになりまして、1校当たりの児童・生徒数が300人を超える尾鷲小学校と尾鷲中学校につきましては、補助金の上限が違うため、今回の補正額は95万円となっております。その他の学校につきましては、60万円を費用として計上させていただきました。

(「65万円」と呼ぶ者あり)

○南委員長 65万円やな。

○森下教育総務課長 65万円となっております。

補助金につきましては、国からの学校保健特別対策事業費補助金として257万5,000円を計上し、補助率は50%となっております。

以上が、教育総務課の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

○濱中委員 この教職員の資質向上というのは、IT技術の向上というふう理解すればよろしいですか。

○森下教育総務課長 様々な教育の中で、現在オンライン研修というものが多くなっているものですから、その対応として、ノートパソコン等につけるウェブカメラ等の購入ということで支援させてもらっています。

○濱中委員 保護者の中には、こういったITのほうの授業を進めるに当たって、先生たちの技術、力量のほうがそろってきているのかどうかをやはり心配される保護者もおるんですよね。

どうなんでしょうか。現状の様子に分かれば。どの程度の技術が備わっているのかとか、一応機械のものはほとんどそろってきたのかなと思うんですけれども、あと、WiFiの環境なんかでも、家庭のほうで、もしこれから休校措置が出た場合なんかの周辺環境の整備とか、現在の時点でどの程度そろっているのかと、それから、先生たちのウェブ授業に対する技術に関しての現状あたりを報告いただければと思うんですけど。

○植前教育総務課学校教育調整監 教職員のそういう資質等に係りましては、大体授業等で使うことが多いですので、各小学校であるとか、中学校の教科の授業で、個別で学習するときはこういう形態、また、集団でするときはこういう授業ではこういう形態でここを狙うというふうなことも、一覧として、プログラムをもう立てておりますので、それに向けて各学校で研修をしていただいていると。

本年度つけていただいたICTの支援員の方にも各学校へ回っていただいて、支援をしていただいていると、そういう最中でございます。

基本的な操作等については、もうあらかじめ各学校では実際にやって、もう授業の中でもやっていただいておりますので、これからまだまだ研修は必要かと思いますが、現状としては、心配はしていない、そんな状況です。

○濱中委員 各家庭のWi-Fiの環境なんかはどうなっていますか。

○植前教育総務課学校教育調整監 本年調査をさせていただきまして、ネット環境がない世帯は全体の2%、詳しく言いますと12世帯、Wi-Fiの環境がないのが19世帯、3%というふうな状況になっています。

この1学期中に、オンラインではなくて、オフラインで子供たちのタブレットの中にもうインストールしてあるドリル、そういったものを家庭でちょっと使ってみるという実証実験を、今学期中、各学校のほうで取り組んでいただく予定をしております。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、教育委員会の所管の予算審査は終了をいたします。

報告事項が2点ほどあります。

まず、議会でもいろいろ議論されたわけなんですけれども、認定こども園についての報告事項でございますので、よろしく願いいたします。

○出口教育長 報告事項2点ございますが、まず1点に、認定こども園の設置に向けた経緯につきましてですが、これまでの経緯につきまして、少しお話をさせていただくのに時間を頂戴してよろしいでしょうか。

○南委員長 お願いします。

○出口教育長 それでは、よろしく願いいたします。

これまでの経緯について簡単にちょっと御説明をさせていただきます。

令和元年に、尾鷲幼稚園PTAの代表の方々から、3年保育の実施についての陳情書が議長宛てに提出をされまして、第4回尾鷲市議会定例会におきまして、賛成多数で採択をされました。

また、このことに係る署名活動が行われまして、翌年の1月8日に集まった署名とともに、3年保育の実施につきましての要請が市長、教育長宛てに提出をされ、それに対する回答が求められました。

教育委員会といたしましては、園児数が今後さらに減少していく中で、3年保育を実施したといたしましても、幼児の発達に重要となる一定の集団の確保ができない見通しであることから、検討の結果、今後の方針といたしましては、その段階で3年保育は実施はしない、本市の幼児教育は認定こども園で実施をし、令和3年4月を目指す、認定こども園設置の前年度で募集を停止し、幼稚園を廃止するというような方針を立てまして、教育委員会で議論をいたしました結果、この方針をもって進めることに賛成多数で決定をいたしました。

その後、尾鷲市総合教育会議の中での確認、それから、政策会議の決定を経まして、1月末に幼稚園PTAの代表の方々に回答をお伝えいたしました。2月には、幼稚園保護者の方々に今後の幼児教育の方針を説明させていただきまして、また、行政常任委員会におきましても説明をさせていただいて、3月の第1回定例会におきましては、たくさんの御質問をいただき、議論をさせていただきました。

この後、コロナウイルス感染拡大等の対応に追われたこともございまして、8月に、令和3年4月の認定こども園の開設は困難であるというふうに判断をいたしました。認定こども園設置を目指す方向性に変化はない、そういうことを行政常任委員会にも御報告をさせていただきました。9月に、教育委員会にて、認定こども園設置に向けた今後のスケジュール案を示し、同意をいただきまして、第3回定例会行政常任委員会におきまして、スケジュールをお示しいたしました。

議会でいただいた多くの御意見を参考にいたしまして、子育て世代への聞き取りアンケート調査の実施であるとか、認定こども園の周知、理解を図るために、広報おわせに5回連続で掲載をいたしました。また、教育委員、教育委員会事務局、それから、福祉保健課の3者で、御浜町と伊勢方面の認定こども園5園の視察も行いました。12月の定例会におきましても、多くの御質問をいただき、議論をさせていただくことができました。

年が変わりまして、令和3年1月には、行政常任委員会におきまして、視察の報告と、それから、アンケートの結果をお示しいたしまして、認定こども園の設置につきましましては、そのアンケートの中の調査対象109名の子育て世代の保護者の方々、その中で、積極的な賛成が65.7%、消極的賛成の方が22.2%、合わせて87.9%の賛成を得られたことを御報告申し上げます。

その後の教育委員会におきまして、認定こども園の設置につきまして、尾鷲民生事業協会にお願いすることを議論し、賛成多数で決定をいたしまして、総合教育会議、政策会議で確認、決定をいたしました。そして、本年3月の行政常任委員会に

おきまして、尾鷲民生事業協会に認定こども園設置の申入れを行うことを説明いたしまして、3月末に申入れを行ったという次第でございます。

この1年半の間、教育委員会、総合教育会議、議会、そして、行政常任委員会など、多くの場で何度も議論がなされ、現在に至っているということをぜひ御理解いただきたいと思います。

そして、先日、7月1日に尾鷲民生事業協会から正式に御回答いただきましたので、教育総務課長のほうから、資料を基に御報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○森下教育総務課長　それでは、資料に基づき、御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

認定こども園の設置に向けた経過といたしまして、3月の行政常任委員会において、認定こども園の設置に向け、社会福祉法人尾鷲民生事業協会に、認定こども園の設置・運営について申入れを行うことを説明させていただき、同月内に申入れを行いました。

その回答として、7月1日付で、認定こども園の設置についての同意をいただき、来年4月に尾鷲第四保育園を幼保連携型の認定こども園として移行していくことを目指してまいります。

現在、尾鷲民生事業協会と福祉保健課及び教育委員会において、認定こども園の認可に向けた詳細についての協議を続けております。これまでにアンケートなどでいただいた貴重な御意見や議員の皆様の御意見なども参考としながら、今後も、本市にとって、よりよい認定こども園ができるよう取り組んでまいります。

次に、令和4年4月認定こども園の設置へのスケジュールとしまして、3ページを御覧ください。

まず、一番上になります。

認定こども園の認可取得に関しましては、現在、7月、認可申請の事前手続きを行っております。8月から9月にかけて、三重県へ認可仮申請を行います。10月には、令和4年度の認定こども園の園児募集を行い、12月に三重県へ認可本申請を行います。3月には、認定こども園の認可を取得し、来年4月に認定こども園を開園していきたいと考えております。

次に、教育委員会、福祉保健課といたしましては、今年度は認可取得及び開園に向けて、尾鷲民生事業協会と詳細について協議を行っていき、認定こども園が設置された来年度は、教育委員会といたしましては、福祉保健課、認定こども園の3者

で定期的に協議を持ち、また、小学校への滑らかな継続、連携を図ってまいります。

尾鷲幼稚園につきましては、10月に5歳児のみの園児を募集します。今年度は、4歳、5歳児は、尾鷲幼稚園に通園していますが、来年度の5歳児は尾鷲幼稚園と認定こども園のいずれかとなります。また、4歳児に加え、3歳児につきましても、認定こども園において、教育、保育が受けられるようになります。

2ページにお戻りください。

今後の就学前の子供教育・保育の推進体制といたしましては、今後、幼児教育全般を幼稚園から認定こども園に移行していくことになるため、幼稚園と保育園のそれぞれのよさを受け継いだ幼保連携型の認定こども園により、就学前教育の推進を行ってまいります。

また、認定こども園、保育園、家庭、地域、行政が連携し、幼児期の生活や発達及び学びの継続性を踏まえ、教育保育の充実を図ってまいります。

認定こども園における1号認定と2号認定の園児と一緒に活動する標準時間においては、教育として位置づけられることから、今後も教育委員会といたしましては、いろいろと関わりながら、充実した教育内容になるようにしていきたいと考えております。

以上が説明になります。

○南委員長 認定こども園のスケジュール等の説明は以上でございます。

これに御意見のある方、御発言を願います。

ちょっと、副委員長、待ってくれる。

委員さん、よろしい、なかったら、副委員長に発言を求めますけど、よろしいですか。

○中村委員 今説明していただいたんですけども、決定と同意、どこでどうされたのか、明文化して出していただきたいと思います。そして、そのときの協議内容も一緒に出していただけますか。

今、口頭で言われた説明について、非常に分かりにくかったので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

そして、そのその明文化されたことを精査して、もう一度説明を聞きたいと思います。

○南委員長 今の中村委員さんから資料提供がありましたけれども、個人的に資料を求めることはできないので、委員会として、より説明を深めていくため、用意できますか。

○出口教育長　教育委員会での協議事項につきましては、ホームページの中で会議録は公表されておりますので、それでまだ不足といいますか、まだほかのものが必要でありましたら、また申し出ていただいたら、御用意をさせていただきますが。

○中村委員　いえ、今言われた、全て教育委員会以外のところでも、決定とか同意とかという言葉が出てきたと思うんですけれども、全てのところで、どのようなことが行われたのかをまず明文化して出していただきたいと思います。

○南委員長　その点については、どうですか。

○出口教育長　これはほかの関係課とも協議をする必要があるかと思いますが、出せるものにつきましては出させていただきますので、よろしくをお願いします。

○中村委員　それをまず見させていただいて、私たちは今回初めて議員になりましたので、他の委員の方たちは、その経過全て理解しておられるかもしれませんが、私たちはそれを全部読んで精査してから、質問に入らせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○南委員長　いや、中村委員さんにあれですけれども、既に教育長のほうからお話がありましたように、もう前期の段階で、ですよね、3月の末に民生事業協会に認定こども園のお願いの申入れをするということは、既に委員会としても承諾をしております、現実として。

確かに異論のある委員さんが複数みえましたが、大方の委員さんは同意を得たということで、現実的に申入れをして、民生事業協会のほうから、7月の1日をもって受けるという同意をいただいておりますので、今日の報告になったのが、改選以降初めての報告でございますので、その3月の時点で同意をいただければ、行政常任委員会のほうでお示しをするということで、議会改選に入ったという現実がございます。

行政は当然、議会もそうなんですけれども、継続性のあることでございますので、ある程度は御理解を賜らないことには議論が進みませんので、資料については出せる資料について、委員会としても要請はしていきたいと、そのように考えております。

それを踏まえて、中村委員。

○中村委員　それでは、すみません、その3月のときの同意された、それは議決、手を挙げて同意されたんですか。それを、すみません、また、議事録なり、教えていただければ。

○南委員長　いえ、議決事項ではありませんので、挙手をしての採決は取ってお

りません。

13名中、かなりの方が、認定こども園には理解を示しておる形の中で議論を進めてきました。そういうことです。

○中村委員　ただ、それは説明されただけですよ。

説明の後、それが今進んでいて、なぜか決定事項のように言われているんですけども、これを全協で、もう一度、私たち新しい議員が入りましたので、ぜひ、その議論、討論させていただきたいと思うんですよ。

そのために、この選挙があつて、私たちが上がってきて、それでまた多数になって、そうなるのであれば、話は分かりますけれども。何のために選挙があつて、何のために私たちが選ばれてきたのかというのは、ちゃんと今までの経過を私たちが精査させていただいて、それで抜けていないのか、それをもう一度、討論、議論させていただきたいと思います。

その後、もし、それで私たちが納得できるのであれば、そこで進めていただいて、別にまだ7月ですので、十分間に合うと思いますので、よろしくお願いします。

○南委員長　中村委員さんの意見としては理解する部分も私にはありますけれども、ただ、行政常任委員会としては粛々と進んでおるのも現実でございます。

今も申し上げましたように、3月の最終の委員会のときにある程度の合意をいただいた上で、教育委員会としても民生事業協会のほうに認定こども園の要請をお願いしますと、で、委員会としては了承をしております。

その中で、次の民生事業協会の同意が得られたら、当常任委員会で市長の本会議の答弁でもございましたように、報告をするということで、今回の常任委員会の報告になったのは継続中の話でございます。

ただ、中村委員さんの意見は分かりますけれども、やはり議会も行政もやっぱり前へ進んでいく形の下で議論を進めております。当然、反対、賛成があるのが当然でございますけれども、最終的には、議会は採決の場でございます、最終的には。

議案として上がってくる、予算として上がってくる時期がございます。

○中村委員　そこに至るまでの議論がなされていないじゃないですか。

だって、今これ、一つの、今実際、保育園が空いてきて、そこを認定こども園にされていくわけでしょう。空いてくるという事実が分かっていたわけですよ。

○南委員長　ちょっと待ってください。

今の保育園は空いているという話がございましたけれども。

○中村委員　いや、それやなかったら、何でこの民間のところを第四保育園を認

定こども園でということと言われるということは、そこが、空いてけえへんかったら、どうしてここを認定こども園、新聞になぜか、私たちが今日することがもう載っていましたよね、既に。尾鷲第四保育園が認定こども園になると。

ということは、第四保育園を認定こども園にされるということですよ。ということは、既にそこは空いてくることを前提に保育園から認定こども園に移行されるんですよ。そういう事実が……。

○出口教育長　　第四保育園を認定こども園に移行させるということは、今現状の第四保育園の中に保育園児が当然おります。空いてきてはおりません。

その今、園児が、2号認定の子供、3号認定の子供が入っている状況の中で、それを認定こども園に移行していただくということですので、今の現状の中で、そこに1号認定の子供が入れるようにしていただくと。

それで、その名称を変えて、1号認定も入れる、2号、3号も入れるという状況の中で、新たに名称を認定こども園というふうにしていただく、そういうふうなことでございます。

○中村委員　　先日の内山副委員長の発言にもありましたように、子供数が現に、もう全然一つの保育園が余る状況ですよ。誰に聞かれましたかとか言ってみえたんですけれども。

実際それが、もう少なくとも出生数というのは5年前からずっと分かっていることですよ。それをさも今みたいなことを言われるんですけれども、ちゃんとした議論がなぜなされていなかったのか、なぜ公立でできなかったのかという議論が全くなされないまま、民間にそのまま移行していくということを、なし崩しに既成事実だけをつくって、どんどんどんどん話が進んでいって、説明しました、説明しましたって、説明だけであって、実際にその内容について、私たちは何も知りません。

そやから、どこでどなたがどのような内容で、これが決まっていて、執行部は5年前から出生数さえ把握していなかったのか。そして、保育園が余ってきたときに、どうしてそれを戻して、公立の認定こども園というところへ話が持っていけなかったのか。これは絶対に全協で全ての議員と話す必要があります。ぜひ全てを出して、もう一度、全協で話をさせてください。

○仲委員　　保育園が現在余ってきているという状況が、それ誰が判断したか分からんですけど、これはあくまで民生事業協会が運営している中で、一議員が立ち入る部分ではないと思うんです、経営の状況もありますから。ですから、その中で、

1 園が余ってきているというのは、私は理解できない。

それから、今までの経過の中で、私たちは真剣に議論を重ねてきました。それを議論がなされていないというようなことであれば、これは、委員長、心外ですね、実際問題。

その中で、やはり委員会での審議を確認したければ、議事録ができていれば、それを見ていただいたらいかがでしょうかね。

以上です。

○西川委員 僕も新人ですので、もう皆さんの会話が全く分からないんですよ。

どういう会話をされておるのか。途中から入った者はやっぱり理解できませんよね。

ちょっともっと僕も興味を持って勉強せなならんのですが、もっと分かりやすくやってもらえんかなと思います。

○南委員長 西川委員さんからも、途中で議会の議席をいただいて、過去のいろんな地元新聞等でいろんな記載がございましたけれども、掘り下げた議論というのはあんまり把握されていないと思うんですね、そういう意味では。

もう掘り下げて議論をする委員会でもございませんし、既に議会というのはやはりこういうものなんですわ、やはり。バックして、議論してしまうと、もうとんでもない話にはなってしまうんでね。

やはり議決事項が議会の最終の尾鷲市の意思決定機関でございますので、やはり議会というのは市民の代表であるということは皆さん認識しておられるということで、経過の説明については、今日も委員会が始まる前に、執行部のほうには、ある程度の経過の説明は分かりやすくしてあげてくださいというお話もさせていただいて、冒頭のほうで教育長のほうからも概略の説明があったわけなんですけれども、最終的には、教育委員会の会議、あるいは政策会議やとか、最終意思決定機関ではないんですけれども、議会が最終意思決定機関となりますので、やはり継続した話であるということを御理解の下で、僕は議論を進めていただきたいなど、委員長としては強く思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○中村委員 今、議会で決まっているのは、3歳児を受け入れるという陳情採択だけですよね。

ほかのことが議会で決まっていますか。委員長にお尋ねします。

○南委員長 陳情を採択されたのは令和元年でした、あれ。元年の9月定例会では流れまして、継続審査となって、12月に当時の役員さんに来ていただいて、賛成多数で委員会採択、本会議も採択されたのは現実でございます。

陳情採択については残っております。そのように考えております。

○中村委員　それ以外は何もまだ決まっていない状態で、説明だけで事が進んでいるということですね。

○南委員長　説明というよりか、議決事項じゃないんですけれども、やはり認定こども園については、民生事業協会のほうにお願いするということで合意はなされております、現実として。

で、受入れが可能ですよということで、7月1日に民生事業協会のほうから返事をいただいたということでございますので、もう現在進行形の話でございます。そのように私は認識をしております。

他にございませんか。

○内山副委員長　教育委員会のほうに、じゃ、福祉保健課のほうと連携して、お願いしたいんですけれども、今後の子供の減少についての動向は分かりますよね。

5年、10年、15年、全部計画的に書いてというか、書面上で、どうかよろしくお願いいたします。出して、提出、お願いいたします。

○南委員長　園児数の動向というのは分かると思うんですが、ある程度まとまり次第、お示しをしていただきたいと思います。

資料の要求につきましては、個人要求じゃなしに、委員会として、資料は要求をしていきますので、必ず委員長を通して。委員会の調査権はあります、閉会中も。ただ、個人の調査権はありませんというのを御理解の下で話をしていただきたいと思います。

○内山副委員長　そうしたら、ここで、その資料を取り寄せてもらうことをお願い……。

○南委員長　了解させてもらいます。

○内山副委員長　分かりました。

○中村委員　それともう一つ、委員長にお願いがあって、提出してほしいものがあります。

幼稚園に入園されるときに、何かしらの同意書を求められたのであれば、どういう同意書であったのかを、ぜひ提出をお願いしたいと思います。

○南委員長　何ですか、それ、同意書とは。ちょっと理解ができません。

もう一度お願いします。

○中村委員　もし、幼稚園の入園時に、何かしらの同意書を父兄が書いたのであれば、その同意書をぜひ提出させていただきたいと思います。

- 南委員長 教育委員会は分かりますか、それ。
- 出口教育長 入園申込書のことによろしいんでしょうか。
- 中村委員 全ての書類を提出してください。よろしくお願いいたします。
- 出口教育長 確認をして、提出できるものは提出をさせていただきます。
- 南委員長 そうですね。
- 他にございませんか。
- 出口教育長 個人ではなくて、どういう様式かということでございますね。
- 中村委員 書式で。
- 内山副委員長 教育委員会でのその検討内容、先ほど中村委員が言われたように、教育委員会での決定した、それも必ず資料、資料じゃなくて、よろしくお願いいたします。
- 出口教育長 ホームページで載せているものをペーパーで提出をするということですか。
- 内山副委員長 いつどこで誰がということですか。この方向を決定されたというときの。
- 出口教育長 それはホームページに掲載をされていると思います。
- (「議会やもん、議事録は今作ってくれておるよって」と呼ぶ者あり)
- 内山副委員長 教育委員会のも。
- (「教育委員会のも」と呼ぶ者あり)
- 内山副委員長 分かりました。
- 南委員長 勝手に話はしないでください。
- 内山副委員長 はい、すみません。
- 南委員長 教育委員会の会議やとか、議事録で、インターネットで検索はできます、そういう意味では。
- もし分からなかったら、議会事務局のほうへ問い合わせさせていただいたらと思います。
- 他にございませんか。
- ないようですので、認定こども園の審査は終わらせていただきます、今日の報告についての。
- 村田委員 ちょっと確認だけしておきたいんですけども、先ほど来からいろいろ議論をやられておるんですが、今後この問題については、どういう方向で進めていくのかということだけ、委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

○南委員長　私の考えというよりかは、もう当然これまでの流れの中で今日に来た認定こども園の議論でございますので、民生事業協会のほうでは7月1日に受入れに合意をしていただいたということですので、その方向で進めていただきますよう、委員会としても、そういう議論をしていきたいと思っております。

ただ、今日、1点、第四保育園の父兄の方からお電話をいただきまして、認定こども園の第四保育園でやるんですねというお話がございました。それで、二、三いろんな話があったわけなんですけれども、やはりこれからも認定こども園ということで、今も教育長のほうから、社会福祉のほう、あるいは民生事業協会、あるいは教育委員会と、これからいろんな幼児教育の面では関わっていくというお話がございましたので、そういった点についても、明確に具体的にどのような関わり方をしていくのかというお話については、これからの問題でございますので、しっかりと対応できるよう、お願いをいたしたいと思っております。

この方向で進めさせてもらいます、認定こども園につきましては。

それでは、もう一点、とこわか国体の報告があるそうでございますので。

○三鬼生涯学習課長　生涯学習課から三重とこわか国体関連につきまして御報告させていただきます。

通知をいたします。

こちらは昨日、皆様のタブレットのほうに御通知をさせていただきましたが、7月25日の日曜日に開催を予定しておりますオープンウォータースイミング、三重オープン2021尾鷲兼三重とこわか国体リハーサル大会につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地元、三木里地区会様及び主催団体である一般社団法人三重県水泳連盟のほうと協議を行い、無観客での開催とさせていただきます。

地区会のほうでは、現在の感染状況を踏まえ、海遊祭等のイベントを中止するなど感染予防に努められている中で、来訪者をできる限り抑えてほしいという御要望がございました。

コロナ禍における協議会の開催につきまして、地元の御理解と御協力を前提に、安全安心な協議会運営が不可欠であることから、三重県水泳連盟と協議を行いまして、無観客とすることとさせていただいた次第でございます。

なお、大会が無観客開催となることから、協議会会場となるエリアへの立入りが、選手、コーチ、審判等の競技役員、スタッフなどの関係者に限定させていただくこととなります。また、関係者につきましては、来会日の14日前から、体調管理ア

プリ、または体調管理チェックシートにより健康状態を確認、記録し、入場の際に受付で提示していただくなど、感染症対策を実施してまいります。

このことから、議員の皆様への来会の御案内につきまして、誠に申し訳ありませんが、国体実行委員会の副会長である議長のみとさせていただくこととなりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、生涯学習課から……。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

これで教育委員会の審査を終わります。ありがとうございました。

あとは報告事項ばかりなんですけれども、福祉保健課、建設課、それから、最後に総合病院のほうに入ってください。

それでは、福祉保健課のほう、お願いいたします。

会議は正午を挟むかもしれませんが、このまま続行させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、福祉保健課の報告事項で、64歳以下の新型コロナウイルスワクチンの接種事業についての説明を報告していただきたいと思います。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項につきまして御報告させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、65歳以上の方については、現在順調に進められており、8月1日をもって終了予定となっております。

また、16歳から64歳以下の方の接種につきましては、まずは、基礎疾患を有する方を優先して、今月の15日、17日に接種を開始いたします。また、尾鷲市独自の優先接種の接種につきましても、併せて開始いたします。

これら詳細につきましては、資料に基づき、担当係長から御説明させていただきます。通知いたします。

○東福祉保健課係長 それでは、資料1、64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして御説明をいたします。

接種計画といたしましては、65歳以上の高齢者の集団接種における予約状況を踏まえまして、基礎疾患を有する方から優先的に接種を開始いたします。

対象は、尾鷲市に住民票を有する、令和3年度に12歳から64歳に達する方約8,000人です。

接種券及び説明書等の書類につきましては、接種体制が整っております、16歳

から64歳の方、約7,500人に対しまして、6月25日に発送いたしました。

次に、基礎疾患を有する方に次ぐ、尾鷲市独自の優先接種について御説明をいたします。

まず、目的といたしましては、集団生活における感染を予防し、加えて、子供たちの健康と学びの場を守ること、さらに高齢者等が通所や居宅サービスを安心安全に受けられる体制を構築することを目指します。

対象といたしましては、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校の従事者及び放課後児童クラブの指導員、さらに、高齢者の通所・居宅サービス介護事業所の従事者等、約430名です。

接種時期といたしましては、尾鷲市民文化会館で実施いたします、7月15日、17日の高齢者接種及び64歳以下の方の申込み状況により調整をいたしました。

さらに、一部、7月10日、11日の輪内中学校体育館におきましても、高齢者の空き枠を活用いたします。

次に、全体の接種体制について御説明をいたします。

集団接種につきましては、7月15日木曜日、7月17日土曜日より開始いたします。8月以降の日程につきましては、7月15日までの申込者数により、今後調整をいたします。

7月6日現在での申込者数は、基礎疾患を有する方約420名、一般の方が約1,000名でございました。

7月15日、17日に御希望いただいて、接種していただける方につきましては、基礎疾患を有する方につきましては全員の方々を、一般の方々につきましても約400名の方を対象にさせていただきます。本日通知を発送する予定でございます。

次に、各医療機関において実施いたします個別接種につきましては、市内10の医療機関にて、7月12日より順次受付を開始していただき、7月19日以降、順次接種を開始していただきます。詳細につきましては、添付をしております実施医療機関の一覧を御覧ください。

資料の説明は以上です。

- 山口福祉保健課長　次に、ワクチンにつきましては、現在計画しております日程をお示しさせていただいている分につきましては確保できている状況でございますが、さきの一般質問でも市長から答弁のあったように、今後の供給につきましては、国の供給次第のところでございますので、国や県の情報を的確に見極めながら、集団、個別の接種について計画してまいります。

また、今後の集団接種の日程等につきましては、決定次第、皆様にもお知らせするとともに周知を図っていきたいと考えております。

次に、予約していただいた方のキャンセル等で余剰が出たワクチンにつきましては、これまで高齢者の通所・居宅サービス、介護事業所等の従事者の方に接種していただいておりますが、先ほどの説明のとおり、尾鷲市独自の優先枠として接種していただくこととなりましたので、それ以降のキャンセル分につきましては、集団接種会場で従事する市職員を含む、市民の方と接する機会の多い部署の職員を中心に接種していきたいと考えております。

キャンセル等で余剰が出たワクチンを廃棄することなく、安定した市民サービスの維持を図るため、キャンセル分のワクチンを市職員にて活用していきたいと考えております。

以上が福祉保健課の報告事項になります。

○南委員長 ありがとうございます。

このキャンセルワクチンって結構あるの、人数的に。キャンセル。

○山口福祉保健課長 現在、集団接種会場においては、1単位が6人分ですので、最高で余っても、5人分がキャンセル分となります。

場合によっては0の場合もありますし、最高でも5人分ということになります。

○南委員長 了解。

ただいまの説明で御意見のある方。

○小川委員 集団接種の場合、余ったとき、キャンセル待ちでいけると思うんですけど、個別接種の場合、最大5人分余るんですかね。それが全部が一遍に残った場合、50人分残ってきますよね。

その点は、どういうふうにされるか、医院のほうで。その点はお話しされているんですか。

○山口福祉保健課長 病院においても、ワクチンを廃棄することなく有効に活用していただきたいというお話は、医師会等を通してお願いはしておるところですけども、キャンセルで出た分については、病院のほうでお電話させていただくこともあるでしょうし、どうしてもキャンセル分が埋まらないというときには、市職員が対応して、すぐに駆けつけて、接種するような体制を取りたいと考えております。

○南委員長 このキャンセル分は、出た場合、何日も保存できるの。

それだけちょっと詳しく。

○東福祉保健課係長 一度希釈しましたワクチンにつきましては、使用する時間

が決まっておりますので、ほぼ同日にということになりますので、何日も置くことができません。

○村田委員 確認だけしておきたいんですけども、私ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、接種券及び説明書の発送をしたのが7,500人ですね。今現在、7月6日現在で、一般の方が1,000名と、基礎疾患で420名ということですね。

それで、この上がってきておる方について、ワクチンは大丈夫だという説明があったんですが、この7,500人分のワクチンで大丈夫だということなんですか。その辺ちょっと教えてください。

○山口福祉保健課長 今、村田委員が言われたように、基礎疾患を有する方420名分と一般の方400人分については、この7月の15日、17日に接種していただけるんですけども、それ以降の8月以降の予定については、国のやはり供給がどうなるかによって、また計画が変わってくる可能性がございます。

今、7月15日まで、64歳以下の方は予約を受け付け、集団接種のほうはやっておりまして、この7月15日で締めた時点で、集団接種の人数が、希望される方が何名みえるのかによって、集団接種の回数を確定して、それと合わせて、ワクチンの供給がどのような状況かと合わせて、計画をまた改めて立てて、委員会のほうで御報告させていただきたいと考えております。

○村田委員 うん。それは分かったんですが、これ、15日まで申込み受付期間あるわけでしょう。今からどれだけ来るか分かりませんよね。

その方の、例えば2,000名の方が増えたとして、そういった方のワクチンも確保はしてあるということですね。7,500人分のワクチンは確保されておるといことなんですね。

○山口福祉保健課長 今現状、2,500名ほどの分は確保はできておるんですけども、全ての、今言われた7,500名の分というのは、現状では確保はできていない状態です。

ただし、今後の市の要求にどれだけ国が供給していただけるのかにかかってきますので、現状ではそういった状況ですけども、そこが、供給が分かり次第、また計画を立てて、御報告させていただきたいと考えております。

○村田委員 そうすると、もう1,000人と420人は確実でありますけれども、そのほかの方が来たら、もうまだ何とも言えないという状況なんですね。

国のほうに要請をするということですけども、現にもう四日市あたりなんか止

まっておりますよね。

そういうことが多々増えていきますから、今から尾鷲市としてはどうなのかなと思うんですけども、その辺は、副市長、いかがですか。

○下村副市長 受付が7月15日までということで、その時点で接種希望者の数が把握できると思います。

もちろん私もまだ申請していませんので、当然私らのような、申請が遅れた者はいつ接種できるか分からないということで、尾鷲市の集団接種もストップする、今の段階ではストップするものと考えられます。

7月末には、国のほうからワクチンの供給が、ある程度の報告があるとは思いますが、それで、こちらの希望するワクチン数が、本数がなければ、集団接種の日程調整を改めてしなくてはならないような状況になると思います。

○村田委員 最後に。

ということは、国の状況次第ですから、尾鷲市としては、ある一定の数はありますけれども、その先はもう一切、もうめどが立たないという状況なんですかね。

○東福祉保健課係長 国のほうから、現在確定ではありませんが、65歳以上の場合のときも、確定いただけるのは近々のものしか、ワクチンの配給量は確定はいただけておりませんので、あくまでも予定としていただいております分量は、7月と同等の分量ぐらいが8月にも入ってくるという想定で、今、基本計画としては、情報をいただいております。

ただし、確定ではございませんので、確定いただいた段階で、市民の皆様方に接種していただけるような計画を早急に立てまして、お知らせできるような体制を整えてまいりたいと思っております。

○中村委員 一つお尋ねしたいんですけども、このお知らせというところに、外国人、あんまり尾鷲はいてはれへんのかもしれないんですけど、その方はどういうふうな、ワクチン接種予定というのか、に入っているのか、ちょっと教えていただければ。

○東福祉保健課係長 住民票を有する方となっておりますので、住民票を置いていただいておりますら、皆様には通知させていただいております、実際お申込みをいただいております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、報告事項を終了させていただきます。ありがとうございました。

続いて、建設課、お願いいたします。

それでは、建設課のほうで2件ばかり報告がございますので、1件ずつお願いをいたします。

○内山建設課長　　建設課です。よろしく申し上げます。

まず、1点目が、熊野尾鷲道路開通に伴うイベントについて御説明させていただきます。通知します。

○南委員長　　はい。入っておるよ。

○内山建設課長　　資料の1ページを御覧ください。

昨年の12月議会におきまして、資料のとおり、本イベントを令和3年の7月18日に、開催を計画しているというふうに報告させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束の見通しが立たずということで、中止をさせていただいているところでございます。

このことにつきましては、国と県、協議を重ねて決定させていただきました。全国的にもこのようなイベントについては、やはり中止していると聞いております。

1点目が以上でございます。

○南委員長　　この中止の報告についてはよろしいですね。

その開通のめどというのは、まだ具体的には分かっていないんでしょう。

○内山建設課長　　私どもも、まだ夏頃としか、情報は聞いておりません。

○南委員長　　夏頃。8月以降と理解してよろしいのかいな。今月中に行くのか。

○内山建設課長　　すみません。私……。

○南委員長　　分かりました。了解。

次に、続いて、日尻野下中川線での事故について報告をお願いいたします。

○内山建設課長　　それでは、市道日尻野下中川線事故について報告させていただきます。

まず、事故の発生日時が令和3年5月22日の午前0時頃でございます。

発生場所が三重県尾鷲市桂ヶ丘1361-1付近ということで、場所は3ページ目の位置図になっております。場所としましては、国道42号線の中川の交差点を、西側のほうに曲がっていただき、そこの放流口の手前の部分に当たります。

事故原因としましては、当該事故につきましては、本来、車両等が安心して通行できるよう、アスファルト舗装が施工された尾鷲市管理道路でありますので、老朽

化を含めて随時補修を行っております。ただ、通行に支障がないように道路を管理してまいりました。

今も現在しておるんですけれども、幾つかの原因が重なったことによって、道路上に陥没等ができてしまい、被害者が運転する軽自動車の左前のタイヤが脱輪しまして、タイヤが1本パンクしました。それと写真のとおり、ホイールのほうにも損傷をさせていただきました。

また、発生時刻のことから考えてみますと、真夜中で雨が降っている状況でありながら、水がたまっていて、陥没に車のライトが照らしても、雨水より反射され、周辺道路状況と同色として、なかなか確認がしにくくなったと考えております。

また、当該場所につきまして……。

○南委員長 すみません。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 再開いたします。

○内山建設課長 また、当該場所につきましては、道路照明等もなく、防犯灯が近くに設置されておりますけれども、陥没した場所を照らすようなところではなく、被害者が異常を事前に把握することは極めて難しかったと考えられます。また、さらに進行方向は道路の幅員が狭くなっていることから、制限速度も超えた運転はしていなかったものと考えております。

それで、今回の事故におきましては、被害者に落ち度を問うことは難しく、また、他所の同種の事案もいろいろ加味した中で、本市が補償するべきであると考えます。

道路管理者として大変申し訳なく考えております。被害者の方を含めて、今後このような事故が発生しないように細心の注意を払い、道路の維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、どうも申し訳ございませんでした。

ちなみに被害金額は、タイヤ1本が8,500円とホイールが2万1,780円の、3万280円となっております。今現在、私どもと保険会社、被害者の方で、示談の方向に向けて話し合いを持っておりまして、また示談が成立しましたら、直近の議会において報告させていただきたいと思っております。

なお、被害額については、全て保険のほうで対応させていただけると聞いております。

○南委員長 ありがとうございます。

あわせて、熊野尾鷲道路の全線開通記念のほうもお願いいたします。

○内山建設課長　それでは、資料の４ページのほうでお願いします。

熊野古道センターにおきまして、熊野尾鷲道路の全線開通記念展ということで、
7月17日から8月21日までの間……。

（「22」と呼ぶ者あり）

○南委員長　22日。

○内山建設課長　8月22日の間で、この記念展を行うように計画していただきましたので、また、議員の皆さんの方についても、古道センターのほうへ足を運んでいただいて、このような、道路がどのようにできてきたかというふうなパンフレット、掲示もやっておりますので、また、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上で報告を終わらせていただきます。

○南委員長　ありがとうございます。

特に、何かございませんか、報告事項について。

○濱中委員　この中川の右岸、左岸両方ともなんですけど、ここだけに限らず、やっぱり継ぎはぎ状態やったりとか、かなり路面荒れてますよね。距離も長いのを見て、大体その近くのところでこういうことがあると、自治会として言うてくれたりというところを聞いていますけれども、この間の一般質問でも言うてもらえましたがけれども、ここ全部延長上で、やっぱり自治会の存在せんところもあるやろうし、民家のないところもあるやろうし、こういう長いところは計画的な修繕がされているのかどうかというのが気になりますよね。

どういったふうな状況なんですか、今。

○岡田建設課係長　パトロールとか、往路・復路を含めて、違う道を通ったりして、現場に行くときは必ず経過観察と穴埋めを職員が行ったりしています。

中川の両側の道路延長については、議員おっしゃるとおり、延長が長いので、自治会等々、隣接する家屋等にお話しして、こういうふうな工事を今後進めていくということで、今回、今年度と来年度に分けて、今回当該箇所道路について工事を行っていくように今考えております。

○濱中委員　こことつながるといふことで、本当に墓参りへ行くほうの道のことに関しても、やはり要望は再々聞きますので、こういう延長の長いところというのは、計画ができたなら速やかに住民の方たちに公開をしていただいて、情報提供していただくのが、安心の一つかなと思ひます。ぜひそのように情報提供をお願いします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、建設課の報告事項については終了いたします。

最後に、尾鷲総合病院のほうに入ってくださいます。

それでは、総合病院のほうに急遽入っていただきました。

開会前に、委員さんのほうから要望があり、電子カルテが新しく7月1日から稼働されたということで、その電子カルテについての稼働状況の報告をお願いいたします。

○佐野総合病院事務長 すみません。急遽入らせていただきました。よろしくお願いいたします。総合病院です。

今、資料のほうを送らせていただきました。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

○南委員長 はい、どうぞ。

○佐野総合病院事務長 それでは、御報告申し上げます。

尾鷲総合病院では、電子カルテの更新事業ということで、昨年度から作業を進めさせていただいております。

1番目の経過にありますように、秋以降、動きをさせていただいて、令和3年1月、本年の1月20日に契約をさせていただいて、進めてまいりました。

稼働に向けましては、院内でワーキンググループの会議を、部署、それと各委員会を合わせまして、かなり頻繁にやっていただきまして、約180回、事務のミーティングのほうは、この4月以降は毎週金曜日に定期的にやっております。それと、リハーサルということで、外来部門3回、病棟のほうで2回、それと各診療科のほうでも最低1回はやっていただき、リハーサルを経てきております。

先般、6月30日が準備の最終で、7月1日から稼働させていただいておるものなのですが、前日を含めまして、6月30日の夜18時から翌朝の8時まで、夜中の間、電子カルテの停止をした上で、前の旧の電子カルテのシステムから新しい電子カルテのほうに、データ移行、コンバートというんですが、これをやらせていただきました。

それに加わっていただいた人員の配置のほうとしましては、事務職が3名、それと業者のほう、会社が25名、それに、放射線検査、薬剤関係の方が22名加わって進めたものでございます。

それで、稼働後、7月1日以降、ソフトウェア・サービスのほうの、これはずっ

と稼働の状況を見ながら、調整すべきところは調整しながらということになるんですが、7月1日以降は25名体制、それと、来週、7月の12日以降は10名という形で進めていきまして、一応今の予定では9月の末には、この準備のサービスの体制は解散するというような状況で進めております。

7月1日、稼働を始めて、ちょっと心配で見えていたんですが、患者さんに対しても大きなトラブルなく、順調に更新の事業は進みましたということを御報告させていただきます。

○南委員長 電子カルテの総額は、3億4,000万ぐらいだったっけね、それだけ。

○佐野総合病院事務長 3億30万でございます。これが契約額となっております。

○南委員長 5年間やったね、これ。4年。5年ですよ。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 5年間というのではなくて、購入ですので、もう使える分だけ使うということになります。

○南委員長 故障するまで使うということ。

もう一度、はっきりと。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 耐用年数のほうは5年なんですけれども、5年でというわけではなくて、今も前回のシステムを8年ほど使いましたので、できるだけ本当に長く使えるように、システムとしてはやっていきたいと思っています。

○南委員長 5年間は業者が責任を持って、メンテをやるということと理解してよろしいんですね、5年間は。はい。

これについて何かございませんか。

○小川委員 今さらのお話なんですけど、災害があって停電になった場合、この紙カルテのほうに移行するという、それは簡単にできるように訓練はされているのでしょうか。

○高浜総合病院総務課長 院内の停電時の対応は、非常発電がありますので、停電自体は院内全体はしないんですけど、もし、バックアップの関係で、電子カルテの電源も喪失した場合は、紙カルテの運用で、この稼働日、6月30日から7月1日も紙カルテの運用でしましたので、電子カルテにおきましては、いろんなメンテナンスで止まるのがたまにございます。そのときも紙カルテで運用して、後日、入力ということでやっていますので、その辺は災害時でも、紙カルテの運用で問題ないと思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

報告を終了いたします。ありがとうございました。

○濱中委員　　この電子カルテの更新ができたときには、通所リハのほうの移行という話を聞いておるんですけれども、その運用はどうなっていますか。

もう、その対象者がいるのかいないのかも含めて。

○高浜総合病院総務課長　　通所リハにおきましては、三重県のほうからも認可はいただいております。

それで、7月1日の運用に向けて、ケアマネージャーさんとかと、現在、営業と言ってよろしいのかどうか分かりませんが、そのようにリハビリテーション部と詰めておりますので、営業日の関係もあるんですけど、1日二、三名程度を行えるように行っております。

○南委員長　　では、よろしいですか。

他にございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　では、病院のほうの報告を終了させていただきます。

そのまま採決までいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中村委員　　ちょっと市民サービス課の斎場の件で、私、ごめんなさい、ぼーっと聞いていて、もし、三重県が斎場を都市施設として認めてくれるんやったら、同一敷地にある同じ用途の建物はきっとそれも一緒に認めてもらえるはずやったと思うので、もう一度トイレも、最初濱中委員が言われていたトイレの改修費も認めてもらえるんじゃないかと思うので、もう一度、すみません、市民サービス課に三重県のほうとちょっと1回打合せしていただけたらありがたいなと思って。

きっと同一敷地における同一目的のものは、同じ都市施設として認めてもらえたんじゃないかなと後で思い出して、すみません。

○南委員長　　分かりました。いま一度、県のほうと、もし、入れられるのであれば、お話しできるようにお願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、付託議案の採決に入らせていただきます。

当委員会に付託になりました議案第42号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　　挙手全員。挙手全員でございます。ありがとうございます。

続きまして、議案第43号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について、原案に

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員でございます。

最後に、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員でございます。よって、当委員会に付託されました3議案につきましては、原案とおりの可決すべきものと決しました。

以上でございます。

特に審査過程において主立った意見というのがなかったように思うんですので、そのままストレートで委員長報告はさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で委員会を終わります。

次回の委員会は、21日を予定しております、当行政常任委員会は。

(発言する者あり)

○南委員長 明日は休会でございます。委員会は、今日で終わりましたので、明日は休会ですので、御理解を賜りたいと思います。ありがとうございました。

(午後 0時15分 閉会)